

## 北海道開発局i-Con奨励賞 事務取扱要領

令和2年4月26日 北開局技管第15号

最終改正 令和3年2月9日 北開局技管第217号

### (目的)

第1条 北海道開発局が所管する工事及び業務（以下「工事等」という。）に関し、建設現場における生産性向上の優れた取組を行った受注者を表彰することにより、建設業に携わる企業のi-Construction導入に向けた意欲向上を図るとともに、優れた取組事例を広く収集し周知することで、より一層のi-Construction推進を図ることを目的とする。

### (表彰者)

第2条 北海道開発局長（以下「局長」という。）は、第5条に規定する事項が建設現場の生産性向上において優れ、他の模範として推奨するに値すると認める場合は、次条第1項に規定する北海道開発局i-Con奨励賞選考委員会の報告を踏まえ、当該受賞者を表彰するものとする。

### (北海道開発局i-Con奨励賞選考委員会)

第3条 本局に北海道開発局i-Con奨励賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

- 2 第7条で推薦があった受注者については、選考委員会において審査するものとする。
- 3 選考委員会は、第6項に規定する北海道開発局i-Con奨励賞選考委員会幹事会の検討・整理の報告を基に審査を行い、その結果を局長に報告するものとする。
- 4 委員長は、事業振興部長をもって充てる。
- 5 委員は、建設部長、港湾空港部長、農業水産部長、営繕部長及び事業振興部調整官並びに委員長が特に指名した者とする。
- 6 選考委員会に北海道開発局i-Con奨励賞選考委員会幹事会を置くことができる。

### (受賞者の決定及び通知)

第4条 局長は、前条第3項の規定に基づき報告を踏まえ、受賞者を決定するものとする。

- 2 局長は、前項の結果について、当該受賞者に通知するものとする。

### (選考の基準)

第5条 選考の対象とする工事等は、前年度に完成したものに限るものとする。

- 2 選考の対象とする工事等は、次に掲げる事項により、生産性向上に資する優れた取組を行ったものとする。
  - 一 3次元測量・設計
  - 二 ICT施工（ICT建機の活用のみを行った取組も含む）
  - 三 BIM/CIM
  - 四 プレキャスト活用等の全体最適化により生産性向上に顕著な成果が得られたもの
  - 五 新技術活用により生産性向上に顕著な成果が得られたもの
  - 六 ICTを活用した施工管理・工程管理

- 七 i-Constructionに係る担い手確保・人材育成
- 八 デジタル技術を活用し生産性向上に関し創意工夫に努めたもの
- 九 前各号に掲げるもののほか、建設現場の生産性向上に顕著な成果が得られたもの

3 選考に当たっては、前項1号から9号に該当する取組について、次に掲げる事項を総合的に考慮して行うものとする。

- 一 生産性向上に資する有効性が認められる取組
- 二 技術の向上や新たな取組に努め、先進性が認められる取組
- 三 他の模範として波及性が認められる取組
- 四 困難な条件を克服して、生産性向上に資したと認められる取組
- 五 特に顕著な効果が認められる取組

(北海道開発局i-Con奨励賞選考委員会幹事会)

第6条 北海道開発局i-Con奨励賞選考委員会幹事会は、選考委員会の委員長の命により、推薦があった受注者について検討・整理し、選考委員会に報告するものとする。

2 幹事長は、事業振興部調整官をもって充てる。

3 幹事は、工事管理課長、技術管理課長、河川工事課長、道路建設課長、港湾建設課長、空港・防災課長、農業設計課長、水産課長及び技術・評価課長並びに幹事長が特に指名した者とする。

(推薦)

第7条 局長に対する受注者の推薦は、本局にあつては事業振興部長、開発建設部にあつては開発建設部長が、次条第1項に規定する北海道開発局i-Con奨励賞推薦委員会の報告を踏まえて行うものとする。

(北海道開発局i-Con奨励賞推薦委員会)

第8条 本局及び開発建設部（以下「開発建設部等」という。）に、北海道開発局i-Con奨励賞推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）を設置する。

2 推薦委員会は、局長に推薦する受注者の選考を行い、その結果を事業振興部長又は開発建設部長に報告するものとする。

3 委員長及び委員は、別に定めるものとする。

(表彰の実施)

第9条 北海道開発局i-Con奨励賞の表彰は、毎年度1回行うものとする。

(庶務)

第10条 この要領に関する庶務は、別に定める場合を除き、事業振興部技術管理課があたるものとする。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は事業振興部長が別に定めるものとする。

附 則

1 この通達は、令和2年4月21日から施行する。

附 則〔令和3年2月9日 北開局技管第217号〕

この通達は、令和3年2月9日から施行する。